

生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会の名前を「新座市立第四中学校生徒会」とよぶ。

第2条 この会は、先生の指導のもとに、お互いの敬愛と協力によって明るく清らかな学校生活を建設するとともに集団生活を通して、望ましい社会人となることを目的とする。

第3条 この会は、第四中学校の生徒全員を会員とする。

第2章 役員

第4条 この会には、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、執行委員6名。

第5条 前条のうち、会長・副会長・執行委員を本部役員とし、会計監査は別の機関とし臨時生徒会を助けるものとする。

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長 この会を代表して、総会・中央委員会・本部役員会・学年委員会・部活動協議会・専門委員長会などを招集し、この会全般の指揮推進など、この会の仕事の処理を行う。

2. 副会長 会長を助け、会長に事故あるときは、その代理をする。

3. 執行委員 この会の庶務の仕事を行い、記録や、書類の保管をする。

4. 会計監査は、本部役員とは別組織とし、学期末ごとに歳出入の監査をする。

第7条 役員は、会員の直接投票により選挙され、その任務は1年間とし、毎年秋にこれを行う。

第8条 役員に欠員を生じたときは、ただちに補欠選挙により補充し、任期はその任期間とする。

第9条 会員の3分の1以上の署名による解職の請求が、選挙管理委員会にあったときは、解職選挙を行い、3分の2以上の賛成投票により、自動的に役員は解職される。そして新たに選挙を行い、新役員を選ぶこととする。

第3章 機関

第10条 この会には、次の機関を置くこととする。

- | | |
|------------|----------|
| 1. 総会 | 2. 中央委員会 |
| 3. 専門委員長会 | 4. 専門委員会 |
| 5. 学年委員会 | 6. 学級会 |
| 7. 選挙管理委員会 | 8. 会計監査 |

第4章 総会

第11条 総会は全会員で構成・組織され、この会の最高議決機関とする。そのしごとは次のとおりとする。

1. 役員承認、または解職
2. 年間活動目標および計画の審議と承認

3. 予算・決算の審議と承認

4. この会の会則の改正

5. その他会員に関係ある重要事項の議決

第12条 総会は、毎年春に定期的に行う。その他、中央委員会や、本部役員会の決定または会員の3分の2以上の署名による要請があるときは、臨時に総会を開くことができる。

第13条 総会は、会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意による。なお、可否同数の場合は議長が決定する。

第14条 総会の議団長は、中央委員会の議長・副議長がこれにあたる。

第5章 中央委員会

第15条 中央委員会は、各学級から1名ずつ選出された中央委員および役員をもって構成・組織する。ただし役員は、この会の代表にはなれない。

第16条 中央委員会は、総会につぐ重要議決機関で、その仕事は次のとおりとする。

1. 会員の意見や要望を審議し、その中から必要なことを本部役員会・専門委員会、部活動協議会および学級会に託すこと。

2. 本部役員および中央委員より提出された議案を審議決定すること。

3. 緊急を要することがらについては、総会にかわって議決すること。

第17条 中央委員会は、中央委員の全員の出席により成立し、その議決は出席者の過半数の同意による。なお、やむを得ず欠席する中央委員の場合は、その学級より必ず代理人を出席させることとする。

第18条 中央委員会は、議長・副議長・書記を選出し、議長は中央委員会を代表する。

第19条 中央委員の任期は、通年とし、毎年4月初めに選出する。

第6章 本部役員会

第20条 本部役員会は、本部役員をもって構成し、会長を中心にして活動する。したがって議長は会長とする。なお必要に応じて、担当者を加える場合もある。

第21条 本部役員会は、生徒会主体の問題を協議し、総会・中央委員会・学年委員会などにはかる原案を作成する。また、具体的な運営方法や日程について計画する。会長は必要に応じて、適時これを開くことができる。

第7章 専門委員長会

第22条 1項 専門委員長会は、各専門委員長・中央委員会議長、生徒会長と本部の担当役員をもって構成され、本部の担当役員が議長・書記となる。

2項 専門委員長会は、生活のきまり検討会議を組織し、構成員については、第22条1項を準用し、そこに教職員を加える。

第23条 専門委員長会は、総会および中央委員会で議決されたことからの執行機関である。この中に次の専門委員会をおく。

1. 生活委員会 2. 環境委員会 3. 図書委員会 4. 体育委員会 5. 保健委員会 6. 給食委員会 7. 選挙管理兼放送委員会

会長は、以上の常設委員会のほか、必要に応じて、臨時に委員会を組織することができる。

第24条 前条の委員会の仕事は、次の通りとする。

1. 生活委員会

学校生活における生活規律の維持向上風紀状態の調査などを、おもな仕事とする。

2. 環境委員会

校舎内外の整備や清掃の点検を行うこと、および清掃計画や清掃用具の管理などを行うこととする。校内に緑や花をふやし自然を愛する気持ちを育てる。

3. 図書委員会

学校図書館の受理と運営を行う。

4. 体育委員会

体育に関すること、昼休みのボールの貸し出しをおもな仕事とする。

5. 保健委員会

学校生活における保健に関することを行う。

6. 給食委員会

学級の給食活動についての計画をたて改善につとめる。

7. 選挙管理兼放送委員会

学校の選挙運営及び放送に関することをおもな仕事とする。

第25条 各専門委員会を構成する専門委員は各学級より2名（男女各1名）選手され、任期は半年として春・秋に選出される。なお、年度内の再任を認めることとする。

第26条 専門委員会は、互選により、委員長・副委員長・書記を各1名選出し、委員長は、専門委員長会に出席する。

第27条 各専門委員会は、毎月1回定例委員会を開き、活動が円滑に行われるようにする。ただし委員長は、必要に応じ、会長の許可をえたのち適時これを開くことができる。

第28条 補欠選挙は、第8条を準用する。

第8章 学年委員会および学級会

第29条 学年委員会は、その学級の学年委員をもって構成し、各学年内の問題を連絡協議し、改善のために活動する。

第30条 学年委員は、各学級より2名（男女各1名）選出される。

第31条 学年委員会は、毎月1回定例委員会を開くこととする。

第32条 学年委員会は、互選により、委員長・副委員長・書記を各1名選出し、委員長は学年代表として、専門委員長会に出席する。

第33条 生徒会の基盤である学級会は、担任の指導にもとづいて、学校生活の諸問題について審議決定する。

第9章 部活動協議会

第34条 部活動協議会は、各部の代表により構成され、互選により議長・副議長・書記

(各1名)を選出する。なお、議長・副議長のうち、1名は運動部、他の1名は文化部の者とする。

第35条 部活動協議会は、部活動をよりよくするための、さまざまな話し合いを行う。

第36条 部は1名以上の顧問の先生と部員をもって構成し、全員の協力と心身および技術の向上をはかることを目的とする。

第37条 部は、部長・副部長を各1名おくこととする。

第38条 部は、文化部と運動部があり、その種類は毎年4月に先生から発表があるものとする。

第10章 選挙

第39条 この会の役員選出は、選挙管理委員会が管理する。

第40条 選挙管理委員会は、各学級より1名選出された代表により構成され、その任期は通年とし毎年4月始めに選出する。

第41条 選挙管理委員会の行う選挙についての細則は、別に選挙規定を設ける。

第11章 会費

第42条 この会の経費は、会員の会費と、その他の収入でまかなうこととする。

第43条 予算は、各委員会・本部の要求を基に、顧問の先生の指導によって本部役員会が原案をつくり下記のような手順をへて、総会で決定される。

第44条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第12章 付則

第45条 この会則を改正するときは、中央委員会で議決し、総会にはかり、3分の2以上の同意を得なければならない。

第46条 この会に先生を顧問として迎え、指導・助言をうける。

第47条 この会則は昭和54年4月1日から実施する。

第48条 この会則の一部は平成8年6月6日に改正され、同じ日から実施される。

第49条 この会則の一部は平成12年6月23日に改正され、同じ日から実施される。

第50条 この会則の一部は令和6年12月16日に改正され、同じ日から実施される。